

権利擁護・虐待防止研修の見直しについて

- 権利擁護・虐待防止研修は、国において都道府県研修の企画・運営、講師担当となる者に対する指導者養成研修を実施している。
- 都道府県研修の実施内容のばらつきが大きいことから、令和6年度から都道府県研修の標準的な研修カリキュラムの提示を行う予定。
(都道府県研修においては、標準的な研修カリキュラム以上の内容を実施することを地域生活支援事業の要綱上明記)
- また、都道府県のスキルアップのための国研修独自の講義・演習も実施する。

ア 【講義部分】※事前視聴

共通講義

- I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義
- II 障害者虐待防止法の概要
- III 当事者の声
- IV 性的虐待の防止と対応
- V 身体拘束等の適正化の推進
- VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～

自治体コース講義

- I-1 養護者による障害者虐待の防止と対応①
- I-2 養護者による障害者虐待の防止と対応②
- II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応
- III 使用者による障害者虐待の防止と対応
- IV 事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)
- V 事実確認調査における情報収集と面接手法

管理者・虐待防止責任者コース講義

- I 法人・事業所の理念と管理者の役割
- II-1 虐待を防止するための日常の取組について①
- II-2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～
- III 通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)
- IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割
- V 虐待防止委員会の実際の運営について

イ 【演習部分】※伝達研修

自治体コース演習

- 演習① 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習
- 演習② 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習

管理者・虐待防止責任者コース演習

- 演習① 虐待が疑われる事案への対応
- 演習② 虐待防止委員会の活性化
- 演習③ 身体拘束適正化委員会の運営

ウ 【国研修独自部分】※スキルアップ

共通

- 特別講義① 虐待防止法の最新行政説明(高齢者虐待+障害者虐待)
- 特別講義② 障害者虐待を防止するために(社会全体の動向も踏まえて)
- 特別演習① 判断に迷う虐待事案に関するグループワーク・意見交換
- 特別演習② 元気な都道府県の実践を聞いて情報交換!
- 特別演習③ どう進める? 都道府県での伝達研修

※アとイについて、都道府県研修の標準的なカリキュラムとして示す予定。

※アの動画は国において作成し、ホームページで公開する予定。